

## 第 3 章

# 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現への課題と対応方針

### 施策 1

## こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

### I こどもの権利の尊重 **重点**

#### 1 現状と課題

- 国においては、2023年4月に施行されたこども基本法に基づき、同年12月には「こども大綱」を決定し、こどもの人権について、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という）の趣旨に沿った基本的な考え方を示しました。
- こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会であり、その推進が必要です。
- こどもの権利条約の基本原則を社会全体で共有し、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させることが必要です。

#### こどもの権利条約基本原則

- ・ 全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること
- ・ こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること
- ・ こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること
- ・ 全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けないようにすること

## 第 3 章

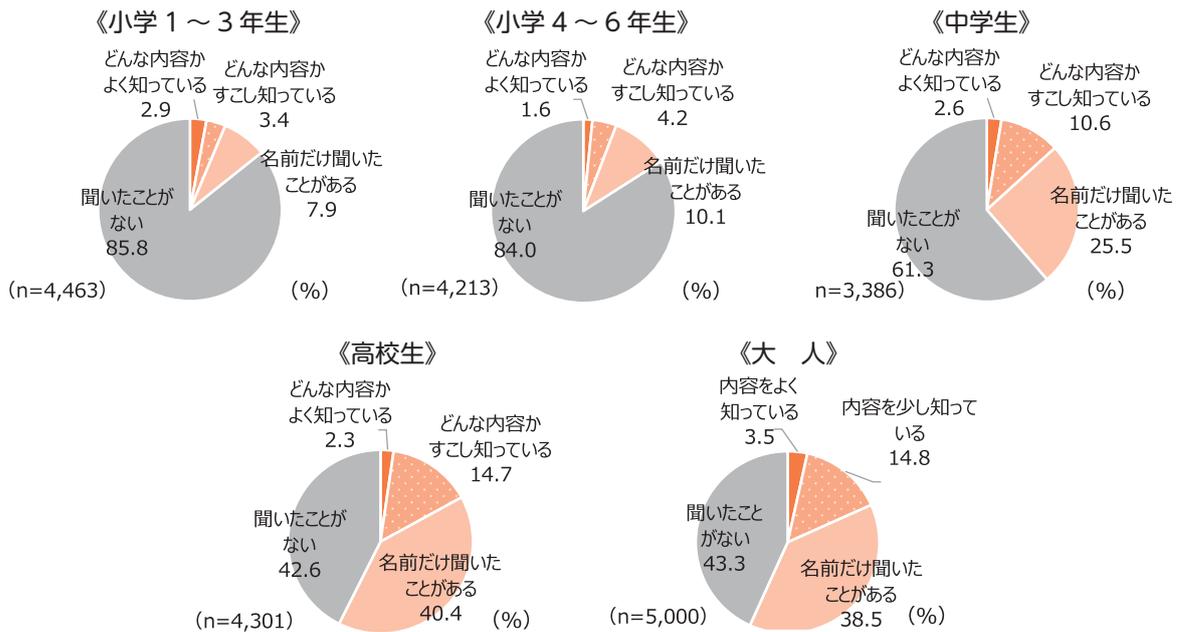
### 施策 1

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現への課題と対応方針

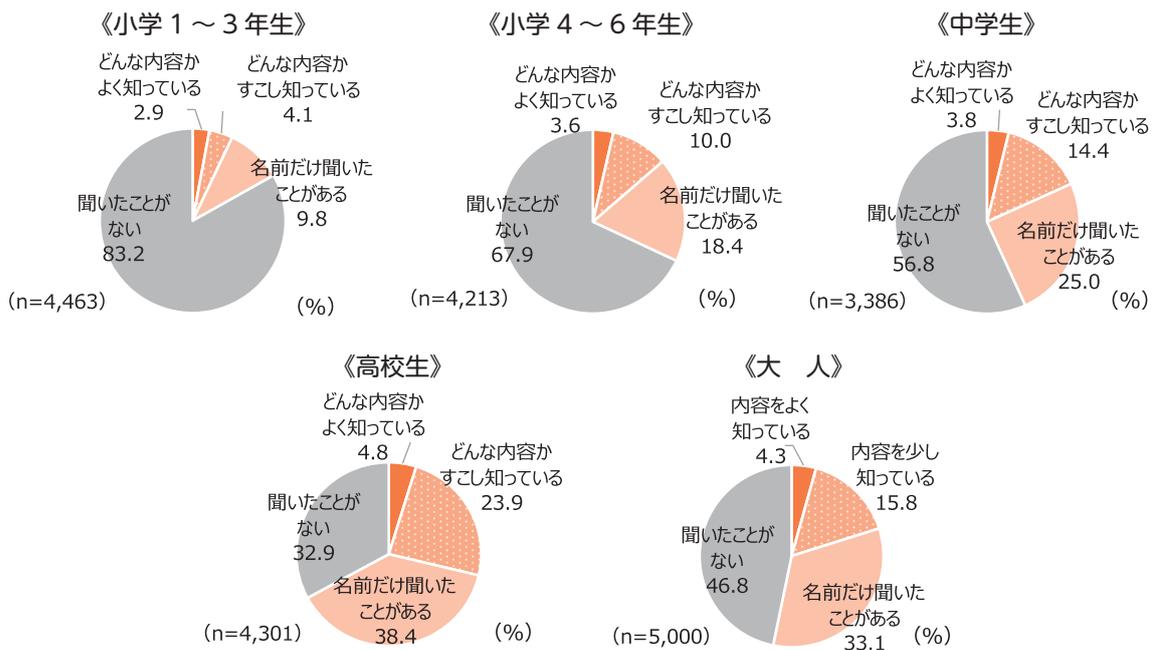
- こども基本法、こどもの権利条約の認知度については、小学生から中学生、高校生になるに従い、「知っている」、「聞いたことがある」の割合が上がってはいるものの、全体的に低いため、内容を共有して理解を深めるとともに、こどもが自己と他者の大切さを認め合うことや自らの権利について学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する必要があります。

(全国) こども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度

○こども基本法



○児童の権利に関する条約



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」

## 2 主な取組

### (1) 子どもまんなか理念の普及啓発

これからの未来を担っていく子どもや若者を権利の主体として認識し、社会の真ん中に据える「子どもまんなか」という理念の普及啓発に取り組み、子ども・若者や子育てに優しい社会づくりを目指します。

子ども・若者の意見を聴取するための効率的な仕組みを検討してまいります。

### (2) 人権教育の推進

自己と他者の大切さを認め、行動につなげることができる児童生徒の育成のため、学校教育と社会教育の両面から人権尊重の精神の涵養を目指した人権教育を推進します。

### (3) 子ども・若者の相談体制の充実

「子どもホットライン(24時間子ども専用電話相談)」や「いじめ・体罰解消サポートセンター」に加え、SNSで相談できる「いばらき子どもSNS相談」など、相談時間や内容に応じた様々な相談体制が整備されるとともに、子ども・若者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながるよう取り組みます。

併せて、悩みを抱える子どもに対し、学習用1人1台端末を活用した校内オンライン相談窓口の整備や、SOSの出し方に関する教育を推進するなど、相談しやすい環境づくりの取組を推進します。(相談窓口は巻末掲載)

### (4) こどもの権利擁護の推進

児童相談所が、一時保護や施設入所等の措置を行う場合等において、こどもの意見・意向を勘案するための意見聴取を適切に行うなど、こどもが意見を表明する機会を設け、こどもの権利擁護のための取組を推進します。



### I 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

#### 1 現状と課題

- 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、認知的スキルと社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。
- 人の命を大切にできる心や思いやりの心、お互いを尊重する態度、社会生活を送るうえでのコミュニケーション能力、規範意識等の社会性を育む取組の推進が重要です。
- 地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮しつつ、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて多様な体験・遊びができるよう、地域資源も生かした機会や場を意図的・計画的に創出することが求められます。こども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていくことが必要です。
- 健やかな体は、健康な生活を営むうえで基礎となるもので、意欲や気力など精神面の充実にも深く関わっていることから、青少年の豊かな人間性を育み、健全な発達を促すためには、まず土台となる体作りとともに体力の保持・増進に対する取組が重要です。
- 一時的な幸せの感情ではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味するウェルビーイングの概念が注目されています。  
全てのこども・若者が、かけがえのない幼年・若者期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ（ウェルビーイング）に、自立して生き抜く基礎を形成することが求められます。
- こどもの自己肯定感・自尊感情は、年齢が上がるに従って低くなっていきます。また、国際的に比較しても、日本のこども・若者の自己肯定感は低い傾向にあります。
- 新しい時代に的確かつ迅速に対応し、地域で活躍する人財の育成が求められています。特に、自分の意見や主張をきちんと伝え、人々と協働する能力や国際感覚を身に付けることが重要です。
- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできましたが、依然として社会全体が変わるまでに至っていない要因の一つとして、働き方・暮らし方の根

底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、男女双方の意識を変えていく取組が重要です。

- 全ての子どもが、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

## 2 主な取組

### (1) 生活習慣の形成・定着、多様な遊びや体験活動の推進

#### ①生活習慣の形成・定着

子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校、幼稚園・保育所、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、普及啓発を推進します。

#### ②豊かな心の育成

豊かな心を育成するため、子どもたちが関わりの中で学ぶことのできる多様な方法による教育を、発達段階に即し、体系的かつ継続的に実施します。

#### ③健やかな体の育成

健やかな体を育むため、運動やスポーツ活動に親しむことなどを推進するとともに、子どもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。

#### ④地域住民の参画を得た学習活動・体験活動支援

放課後の子どもたちの活動を支援するため、学校の余裕教室等を活用した放課後子供教室などを実施するとともに、地域住民の参画を得た学習活動や体験活動の支援に取り組みます。

#### ⑤郷土愛の醸成

子どもたちが茨城県民であることに誇りを持ち、郷土を愛する心を育成するため、本県の良さを再発見し、郷土の歴史を学び、伝統と文化を尊重できる取組を推進します。

### (2) 子ども・若者が活躍できる機会づくり

#### ①グローバル人財の育成

グローバル人財に必要な思考力やリーダーシップなどを育成するため、学習意欲の高い中高生にトップレベルの英語講座や世界で活躍する人財との交流プログラム等を提供します。

#### ②国際感覚の育成

異文化を理解し、広い視野をもった人財を育成するため、学校の授業等に県内在住の外国人講師等を派遣し、諸外国の文化等を紹介してもらうなどの国際教育を推進します。

#### ③キャリア教育、体験活動の推進

子どもたちの職業観やアントレプレナーシップ<sup>\*6</sup>を醸成するため、体験的な学習の機会や成果を発表する場の提供等により、キャリア教育を推進します。

※6 起業家精神、高い創造意欲を持ち、リスクに対して挑戦できる力

#### ④帰国・外国人児童生徒への支援

帰国・外国人児童生徒が学校生活等に適応できるよう、日本語指導など、学習内容の理解や各活動が円滑に進められる支援体制や文化的配慮の充実に取り組みます。

また、日本語の理解が困難な外国人保護者に対する支援や教職員の研修体制の充実に取り組みます。

### (3) 一人ひとりが尊重されるダイバーシティ社会づくり

あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。

多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、年齢や性別、国籍や障がいの有無、性的指向・性自認などにかかわらず、多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。

人権教育を学校教育、社会教育の両面から推進するとともに、地域における人権啓発活動の指導者を育成します。

### (4) こどもの居場所づくり

#### ①放課後児童クラブ

就労家庭等の子どもにとって放課後の遊びと生活の場となる放課後児童クラブについて、市町村と連携しながら受け皿整備や、放課後児童支援員の確保と質の向上を図るとともに、子どもが多様な体験活動を行うことができるよう、放課後子供教室との連携を促進します。

#### ②子ども食堂

子ども食堂に関する総合相談窓口を設置し、子ども食堂の立ち上げや活動の継続を支援することで、地域で子どもを支え、見守る仕組みの創設、こどもの食事と居場所の確保に努めます。

#### ③その他の居場所

すでに多くの子ども・若者の居場所となっている児童館、子ども会や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

また、オンラインツールを活用した相談事業や学習支援などによる孤独・孤立感解消の可能性についても、検討してまいります。



## Ⅱ こども・若者への切れ目ない保健・医療の提供

### 1 現状と課題

- 全てのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健の国民運動である「健やか親子 21」等を基盤とし、成育過程にある者に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供することが求められています。中でも、学童期・思春期は、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期であり、この時期に健康に関する正しい知識を身に付け、自身の心身の健康に関心を持つことは、生涯の健康づくりのための行動変容に向けた大事な一歩となります。そのため、性や自身の体に関することなど、健康教育の積極的な取組が求められています。
- 近年の小児医療の進歩により、小児慢性特定疾病児童等も成人期を迎える患者が多くなってきています。

そのため、住み慣れた地域で療養する難病患者や小児慢性特定疾病児童及びその家族への支援を行うため、医療・介護・福祉等の各関係機関との連携を強化し、患者等への適切な支援を行うとともに、在宅療養に携わる支援者の資質の向上を図っていく必要があります。
- 障害児に対して早期から適切な療育を行うことが、障害の軽減と発達面で重要なことから、家庭や地域での療育を支援するため、療育体制の整備に努める必要があります。

また、乳幼児期に障害が発見された場合などには、保護者の不安が大きいことから、保護者の精神的支援を含めた養育支援に努める必要があります。

### 2 主な取組

#### (1) 性と健康に関する正しい知識の普及・相談支援

##### ① 正しい知識の普及啓発

「健やか親子 21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、こども自身や子育て当事者である親や身近な養育者の方が栄養や運動、飲酒や喫煙等の生活習慣についての正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、県民の理解を深めるための普及啓発を促進します。

また、男女を問わず、性や月経、妊娠に関する正しい知識を深めるため、出前講座等による普及啓発や、健康管理を促すプレコンセプションケア<sup>※7</sup>の推進に努めます。

さらに、適切な感染症対策や予防接種の効果・副反応等に関する正しい情報の普及啓発を推進します。

※7 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

## ②相談支援等

思春期、妊娠、出産等の相談に応じる専門相談を行うとともに、特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながるよう、適切な相談支援を行います。

また、妊娠・出産、産後の健康管理に係る切れ目のない支援体制を構築します。

さらに、フェムテック<sup>※8</sup>の利活用を含め妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題に係る支援を行います。

## (2) 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

指定難病や小児慢性特定疾病の対象疾病の周知を行うとともに、対象疾病の患者に対して、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

小児慢性特定疾病児童等に対して、成人後も必要な医療等を切れ目なく提供することができる移行期医療を推進するため、小児期及び成人期を担当する医療従事者間の連携体制を整備します。

また、当事者や保護者からの相談対応や、講演会、家族教室の開催、ピア相談<sup>※9</sup>の更なる活用を図ります。

## (3) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

### ①障害児への支援

乳幼児期に障害が発見されたこどもに関し、医療機関と行政機関（児童福祉・母子保健・教育）・療育関係機関との連携を深め、早期から子育て支援を行い、0歳からの療育が可能となるよう努めます。

また、早期発見から療育へスムーズにつながるため、市町村をはじめとする関係機関における療育に関する情報の共有に努めます。

### ②医療的ケア児への支援

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置し、連携促進に努めます。

また、医療型短期入所施設等の開設支援等により受け入れ環境を整備するとともに、在宅で介護を行う家族の負担軽減に取り組みます。

※8 Female（女性）とTechnology（テクノロジー）からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

※9 ピア相談員（長期療養児を療育した経験者）がご家族の思いに寄り添いながら療育する上での不安や悩み事をお聞きする個別相談。

## Ⅲ こどもの貧困の解消に向けた対策

### 1 現状と課題

- 日本のこどもの貧困率は2021年時点で11.5%となっており、改善傾向が見られるものの、ひとり親世帯における貧困率は44.5%と依然として高い水準にあります。
- こどもの貧困問題は、様々な社会的要因が絡み合って発生するものであるため、こどもの貧困の解消に向けた対策として各種施策に着目した上で、総合的に推進していく必要があります。
- また、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進するには、こどもだけでなく、こどもを養育する保護者に対しても十分な支援を行うことが重要です。特にひとり親世帯については、経済的な貧困だけでなく、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない「時間の貧困」にも陥りやすいことから、幅広い支援が必要となります。

### 2 主な取組

#### (1) 教育の支援

##### ①生活困窮世帯等への学習支援

生活困窮世帯のこどもが、経済状況等にかかわらず必要な教育を受けることができるよう、学習支援の充実を図ります。

##### ②学校における総合的な教育支援

学習に関する支援に加え、スクールソーシャルワーカーの派遣等、学校における相談・連携体制などを整備します。

##### ③就学支援の充実

こどもの就学に必要な学費や、その他の必要な費用について、各種給付金等により経済的に支援し、併せて、奨学金の貸付や、生活困窮世帯向けの給付を実施します。

##### ④多様な教育機会の確保

こどもたちの状況を把握して必要な支援につなげ、教育機会を確保するために、学習相談及び進路相談等による支援の充実を目指します。

また、日本語指導教室への教員の配置や研修会の開催等を通して、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の日本語指導教育の指導体制の改善充実を図ります。

#### (2) 生活の安定に資するための支援

##### ①保護者への生活支援

生活に困窮する家庭の保護者が自立し、孤立することなく安定した生活基盤を築けるよう、保護者への相談支援や保育サービスに関する支援等を実施するとともに、併せて妊産婦などに対する支援や住宅に関する各種支援を推進します。

##### ②生活支援体制の整備・充実

生活に困窮する家庭を支援するために、相談対応や自立支援等の充実を図ることで、生活を支援する体制を整備します。

また、こども食堂に関する総合相談窓口を設置し、こども食堂の立ち上げや活動の継続を支援することで、地域でこどもを支え、見守る仕組みを創設し、こどもの居場所の確保に努めます。

### (3) 保護者等への就労支援

#### ①保護者の就労機会の確保

各種相談支援事業の実施により就労を支援します。また、生活困窮者向けの給付金の支給、再就職希望者向けの就職面接会の開催などを実施することで、貧困に直面しやすく、社会的に不利な立場にある者への支援を充実させます。

#### ②保護者の就労のための学び直しに関する支援

再就職を目指す方向けに、学び直し等、就労に必要な能力の向上に関する取組を充実させることで、就労を支援します。

また、ひとり親家庭を対象とした、就職に有利な資格を取得することを支援する高等職業訓練促進給付金の支給等の取組を充実させることで、ひとり親の自立を支援します。

#### ③保護者の就労後の職業生活に関する支援

安定した職業に就いたこと等により、生活保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給する等、就労後の負担を軽減します。また、単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心してこどもを育てられる適切な労働環境を確保できるよう、支援の充実を図ります。

#### ④こどもへの就労支援

就職相談や、面接会等により就職機会を提供し、併せて関係機関と連携してこどもの就労支援を実施することで、社会的な自立を支援します。

### (4) 経済的支援

#### ①児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、こどもの健やかな成長を図るため、児童扶養手当を支給します。

#### ②生活福祉資金や母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付け

低所得世帯やひとり親家庭等に対して、無利子・低利で高等学校・大学等に就学するための費用や生活に必要な費用などを貸付けることで、経済的な自立を支援します。

#### ③生活保護による教育扶助等

生活保護による教育扶助として、教材代、通学のための交通費、学校給食費等義務教育に必要な費用を支給します。また、高等学校等に就学し、卒業することが生活保護世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、高等学校等就学費を認定し、支給します。

#### ④医療費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小児やひとり親家庭の患者負担分を公費により一部助成します。また、小児慢性特定疾病により長期にわたり療養を必要とするこどもの医療費を助成します。

#### ⑤養育費相談員による支援

養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置し、ひとり親家庭等に対して養育費の取決めや不払いについての相談に応じます。

## IV 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

### 1 現状と課題

- 本県の児童相談所における相談対応件数は、2023年度は全相談件数が対前年比で約0.6%減の7,775件となり、そのうち虐待相談が4,134件と全体の約53%を占めています。
- 特に虐待相談については、複雑化、困難化した事案が増加し、一時保護や法的対応等が必要となる事案も増えていることから、それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため、引き続き、児童相談所の体制強化が必要です。
- 全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し、2022年度については、214,843件と過去最多となりました。

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても影響が認められることから、どのような背景、思想信条があっても許されるものではありません。

一方で、虐待を行った保護者にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景として存在している場合が多く、これら子育てに困難や不安を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を強化し、児童虐待の予防に取り組む必要があります。
- 「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」（こども家庭庁こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会。令和6年9月）では、2022年度中に発生又は表面化した児童虐待によるこどもの死亡事例のうち、死亡時点のこどもの年齢は、心中以外の虐待死56人のうち0歳児が25人（44.6%）、さらに0か月児が15人（26.8%）と最も多い状況となっています。

また、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が14件（25.0%）あるなど、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組む必要があります。
- 虐待等を受けたこどもの一時保護については、学習権保障や一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。

また、一時保護はこどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いことを踏まえ、こどもの特性や環境等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境整備を図る必要があります。

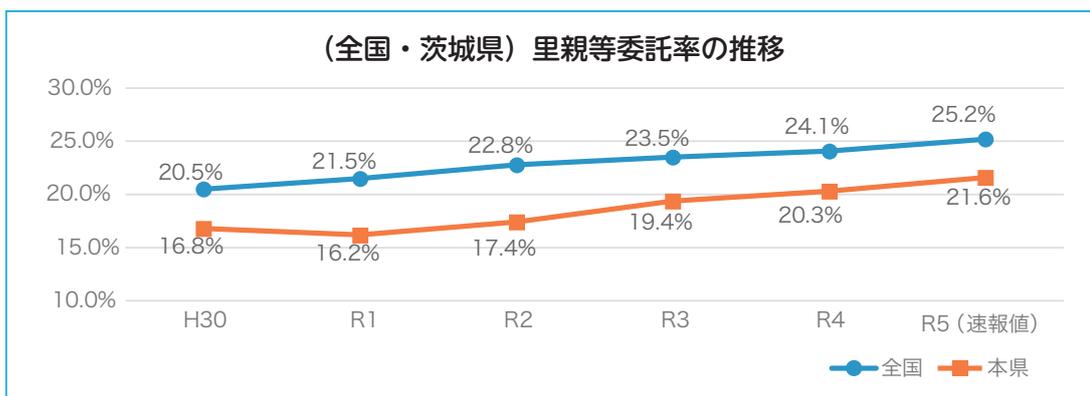
○ 児童相談所が一時保護や施設入所措置等を行う場合においては、こどもの最善の利益を保障しつつ、こどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現する環境整備が必要です。

○ 児童相談所は、家庭での養育が困難又は適当ではない場合は、こどもの最善の利益の観点から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、親族等による養育や里親委託等の代替養育先を検討しています。今後も家庭養育優先原則<sup>※10</sup>とパーマネンシー保障の理念に基づき、こどもや家庭の状況に応じて、ケースマネジメントを推進することが必要です。

○ 茨城県内には、乳児院が3か所、児童養護施設が18か所、里親登録が443組、ファミリーホームが9か所あります（2024年3月31日現在）。

本県の里親等委託率は、21.6%（2023年度）で増加傾向にあるものの、全国平均と比べて低い状況にあります。

虐待など様々な事情により、家庭での養育が困難となったこどもについては、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭に近い養育環境である里親等委託を推進していく必要があります。



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

○ 本県において、乳児院や児童養護施設に入所しているこどもの数は560人です（2024年3月31日現在）。今後、児童人口の減少や、家庭養育優先原則に基づく里親等委託数の増加により、施設入所のこどもの数は、減少していくことが見込まれます。

一方で、近年の児童相談所における児童虐待の相談対応件数の増加等に伴い、一時保護の件数が増加し、特に、乳児院及び児童養護施設等の一時保護委託数は、5年前と比べて約1.4倍に増加しています。（2018年度：314人、2023年度：427人）

一時保護のこどもなど、ケアニーズ及びケアの困難度が高いこどもに対して、専門的ケア

※10 こどもが家庭において心身ともに健やかに養育されることを原則とし、家庭での養育が困難な場合、すなわち代替養育が必要となった場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」となるよう必要な措置を講じ、それも適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう必要な措置を講じる、という、こどもの養育環境を決定する際の考え方。

を提供する乳児院や児童養護施設は、今後さらに必要とされることが見込まれます。

- 児童養護施設等を退所したこども（措置解除者）や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下、「社会的養護経験者等」という。）は、進学・就労や自立した生活を営む上で、親族からのサポートが期待できない等の背景から、様々な困難に直面する場合があるため、県において自立支援に取り組んでおり、今後もニーズに応じた支援が必要です。
- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、教育や人格形成、将来の進路への影響が懸念されます。  
また、こども本人や家族に自覚がない場合もあり潜在化しやすいことから、学校等において早期に把握し、市町村、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が情報共有・連携して、こどもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげる必要があります。

## 2 主な取組

### (1) 児童虐待防止対策等の更なる強化 **重点**

#### ①児童相談所の体制強化と専門性の向上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進及び市町村の相談支援体制の強化を図るため、児童相談所において、児童福祉司等の専門的知識を有する職員の増員など体制強化を図ります。

また、職員に対する法定研修、階層別研修及び指導教育担当職員（スーパーバイザー）研修など研修体系を充実させるほか、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組み、職員の専門性及び資質向上を図ります。

#### ②発生予防、早期発見及び早期対応

児童相談所が閉所している夜間、休日等を含めて、「いばらき虐待ホットライン」により虐待相談等に24時間対応するとともに、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」、メッセージアプリを活用した「親子のための相談LINE」の周知を図ることにより、早期発見、早期対応に努めます。

児童虐待は、出産後の問題と捉えがちですが、妊娠期からの支援が重要であり、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援が必要とされていることから、市町村における母子保健部門と児童福祉部門の相談・支援機能を一元的に担うこども家庭センターにおいて、特に支援が必要な妊産婦に対し、訪問家事支援、こどもや親子の居場所支援を推進しています。このため、2029年度末までにこども家庭センターを全ての市町村に設置できるよう支援します。

また、こども家庭センターを中心として、児童相談所をはじめ、医療機関、学校、保育所、警察等の関係機関と相互に連携して、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークを活用して一体的、継続的に支援し、児童虐待の予防の取組を強化します。

#### ③予期せぬ妊娠に悩む女性等への支援強化

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援については、特定妊婦等生活支援事業のニーズ等の実態把握に努めるとともに、妊娠等相談窓口等の存在について、

支援を必要とする予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に届くよう周知に取り組みます。

#### ④一時保護施設的环境整備

県の一時保護所については、条例を制定し、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることができるよう、一時保護所の環境整備を図ります。

#### ⑤こどもの権利擁護の推進

児童相談所が、一時保護や施設入所等の措置を行う際に、こどもの意見・意向を勘案するために行う意見聴取等措置の仕組みや、表明されたこどもの意見等について、必要に応じて専門家等からなる第三者機関が調査審議等を行うことができる環境を整備します。

このほか、児童相談所や施設等関係者から独立した意見表明等支援員を一時保護所や施設、里親の下で養育されているこどもの下に派遣し、意見表明を支援し、こどもの権利擁護の一層の推進に取り組みます。

## (2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 **重点**

### ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

こどもの家庭での養育が困難又は適当でない場合、パーマネンシー保障を目指し、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組を含む。）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援を優先的に検討するとともに、長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、児童相談所における体制整備を検討します。

### ②里親等委託の推進

家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、児童相談所をはじめ、民間フォスタリング機関<sup>\*11</sup>や、里親支援機関、茨城県里親連合会などの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実に努めます。

また、現在の里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、関係機関と効果的な事業実施の方法等を検証しながら、里親養育を継続的に支援する体制整備を図ります。

### ③施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

家庭養育優先原則を進める中においても、専門的ケアを要するなどの理由で施設での養育を必要とするこどもや、家庭や里親等での養育が適当でないこどもの場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を促進します。

また、乳児院や児童養護施設がこれまで培ってきたこどもの養育の専門性を生かし、地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を進め、より一層専門的な役割を担う取組を支援します。

※ 11 都道府県知事から一連のフォスタリング業務（里親制度の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の里親支援業務）の包括的な委託を受けた民間機関。

#### ④自立支援の強化

社会的養護経験者等の社会的自立に向け、相談体制及び相互の交流を行う場の充実を図るなどの支援に取り組みます。

また、措置解除者等を対象とする児童自立生活援助事業については、一律の年齢要件が弾力化されたことから、児童等の置かれている状況や児童等の意向、関係機関との調整等も踏まえ、より児童等が安定して自立を目指すことができる環境の整備に取り組みます。

### (3) ヤングケアラーへの支援

#### ①学校等における早期発見と相談の促進

学校等において、児童生徒の心情に十分配慮し、ヤングケアラーの定義及び支援内容の理解を促すとともに、ヤングケアラーである児童生徒の早期把握に努め、学習機会を確保しながら支援に向けた相談につなげます。

#### ②地域における相談支援体制の強化

市町村、福祉、介護、医療、教育等の関係機関において、研修等により相談支援の充実を図るとともに、関係機関相互の連携強化を図り、ヤングケアラーに必要な支援につなげます。

## V こども・若者を犯罪などから守る取組

### 1 現状と課題

- スマートフォン、携帯ゲーム機等のインターネット接続機器が急速にこども・若者に普及・浸透し、無線LAN等の接続環境も急速に拡大するなど、こども・若者を取り巻くインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネットの不適切な利用から、こども・若者が被害者、加害者としてトラブルになる事案が発生しています。
- 青少年の健全な育成を阻害する行為を規制することや、インターネットの利用におけるフィルタリング利用の普及啓発等、法令や条例の適正な運用・普及啓発等に努めることが重要です。特に、乳幼児のスマートフォンの使用率が高くなっていること、小学生のフィルタリング率に伸び悩みが見られることから、保護者を対象とした理解促進に一層取り組む必要があります。
- こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したりセルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるようにする教育や普及啓発が必要です。
- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することは、全てのこどもが健やかに育つための大前提です。  
特に、こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、その防止と被害当事者の支援が重要です。

- 非行傾向のあるこどもには、立ち直ることを志しても、悩みを相談する適切な相手がいない、安心してすごせる居場所がないなど、その機会に恵まれず、孤立する中で非行を重ねてしまう場合があり、心的ケアやサポートによる問題行動防止など、再犯防止のための支援体制が必要とされています。

## 2 主な取組

### (1) 犯罪などからこども・若者を守る環境整備

#### ①安心・安全なインターネット利用環境整備

こども・若者に増えているSNS起因のトラブル・犯罪の未然防止として、こども・若者及び保護者の情報モラルを向上させるため、インターネットの安全な使い方を学ぶ講座の開催や家庭でのルールづくり、フィルタリングなどの有害情報対策を推進します。

併せて、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力を習得できるよう、デジタル・シティズンシップ教育<sup>※12</sup>の推進に取り組みます。

#### ②健康教育の推進と性に関する指導の充実

がんや薬物、HIV感染症・エイズを含む性感染症、デートDV等に関する正しい知識の習得のため、児童生徒を対象とした講演会や各種防止教室の開催などに取り組みます。

また、こどもを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための生命の安全教育を推進します。

#### ③性犯罪などの犯罪対策と被害者支援

ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談や被害申告をしやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

また、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の適正な運用に取り組みます。

#### ④交通安全教育

交通の秩序を確立し、安全で円滑な交通環境を実現するため、安全教育や広報・啓発活動に取り組むとともに、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

また、高校生の自転車乗車中のヘルメット着用状況を調査し、着用率が向上した学校の取組を全校に共有するとともに、ヘルメット着用による被害軽減効果の周知をはじめ、学校や自転車販売店等と連携した効果的な広報啓発活動を推進します。

#### ⑤安全な交通環境の整備

自動車や自転車及び歩行者の安全な交通を確保するため、関係機関の連携による安全点検、信号機等の整備、計画的な道路の舗装修繕・定期的な除草に取り組みます。

※ 12 デジタル・シティズンシップとは、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。その能力を身につけ、こどもが大人の介入なく自律的にデジタル技術を利用できるようになることを目的とした、スキル・知識のみならず価値観・態度も含めた教育。

## ⑥防犯・防災対策

犯罪の起きにくい社会をつくるため、県民の防犯意識の高揚と地域の防犯活動の活性化を推進するとともに、併せて、災害からの安全を確保するため、防災意識の向上に取り組みます。

## ⑦製品事故防止

特定製品（乳幼児用ベッドや吸水性合成樹脂製玩具など）による事故を未然に防止するため、市町村と連携しながら、消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査の実施を促進します。

## (2) 非行防止と自立支援

青少年の健全育成のため、地域の教育力向上等の取組と併せて、学校警察連絡協議会、警察と学校との連絡制度をはじめとした関係機関や団体との連携を図り、警察官等を講師とした非行防止教育等の推進、問題を抱える少年やその保護者に対する立ち直り支援に取り組みます。



## ライフステージ別の取組 (こどもの誕生前から幼児期まで)

### I 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

#### 1 現状と課題

- 成育基本法や、母子保健の国民運動である「健やか親子 21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進することが求められています。
- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない現状があることから、子育て世代の孤立防止のため、母子保健と児童福祉の連携を図る必要があります。
- 結婚・出産年齢の上昇に伴い、不妊治療のニーズが増大していることから、医学的診療体制や安心して相談できる体制の充実を図るとともに、治療に取り組む方に対する経済的な負担を軽減する必要があります。  
また、不妊治療と仕事の両立で悩む方も多いことから、職場内の不妊治療に対する理解の促進や治療に取り組みやすい環境整備も求められています。  
加えて、流産・死産を経験した方に対する支援や、出生前遺伝学的検査（NIPT）について、適切な情報発信が必要です。

#### 2 主な取組

##### (1) 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施 **重点**

###### ①市町村及び関係機関との連携

保健所等を通じて、市町村の母子保健事業に関する広域的な支援や技術的事項の指導・助言等を行うとともに、成育過程にある者に適切な成育医療が提供されるよう、関係機関との連携を進めます。

また健康診査における保健指導等について、市町村からの求めに応じ指導・助言等を行うとともに、妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健康診査の受診、禁煙指導やメンタルヘルスの保持増進、乳幼児健診等のオンライン化・デジタル化など、妊産婦の健康づくりに向けた市町村の取組を支援します。

さらに、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付を効果的に組み合わせ、妊産婦や子育て家庭に対し総合的な支援を行う市町村の取組を支援します。

###### ②妊娠、出産等の相談窓口の充実

妊娠や出産にかかる様々な不安を解消し、安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育て等の相談に応じる専門相談を行います。

また、働く妊婦等に対して就業を継続しつつ健康を管理するための「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及啓発を図ります。

さらに、多胎妊産婦等、育児等の負担が大きく孤立しやすい妊産婦を支援するため、産前や産後における日常の育児に関する相談等に応じるなど支援体制を構築します。

### ③産後の支援

男女を問わず、産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から、広域的な連携支援の下、市町村における産後ケア事業等の推進を図ります。

また、「助産師なんでも出張相談事業」において、出産後間もない時期の産婦に対して訪問による相談支援を行います。その際、様々な悩みや不安に適切に応じられるよう、研修会等を通じて、産婦を支援する保健師・助産師等の資質向上に努めます。

### ④不妊症や不育症に関する支援

不妊専門相談センター等において、不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応します。また、不妊治療に対する経済的な支援を行うとともに、仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整える企業の取組を促進します。

加えて、出生前遺伝学的検査（NIPT）等の正しい知識の普及啓発を図ります。

### ⑤流産・死産を経験された方への支援

不妊専門相談センター等において、流産・死産を経験した方に対する相談体制の充実を図り、相談者の気持ちに寄り添った支援を行います。

## (2) 小児・周産期医療体制の充実

### ①周産期医療体制の充実

地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療提供体制を整備することにより、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。

また、災害や新興感染症のまん延時に備え、周産期医療を継続的に提供できる体制の整備を図ります。

### ②小児医療体制の充実

小児科の医療資源の集約化・重点化を推進し、全県を24時間365日体制でカバーする安心で効率的な小児救急医療提供体制の整備を進めるとともに、救急電話相談の充実や啓発パンフレットの活用等により保護者の不安解消を図ります。

また、災害や新興感染症のまん延時に備え、小児医療を継続的に提供できる体制の整備を図ります。

## (3) 疾病・障害の早期発見・早期支援、支援を要する妊産婦への対応

### ①疾病の早期発見・早期支援

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防及び悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診や新生児マス・スクリーニング等を推進し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

また、産科医療機関における新生児聴覚スクリーニングの一層の普及促進を図り聴覚の精密検査・療育指導の充実を図るとともに、弱視早期発見のため市町村の3歳児健康診査に

おける目の屈折検査の支援を行います。

さらに、早期発見・早期治療の重要性が高い疾患を先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加するよう、国に働きかけます。

### ②こどもの発達障害早期発見・早期支援

母子保健センター事業において、専門職による発達相談、市町村に対する巡回相談、発達障害児指導者研修会、5歳児健診・相談事業に係る情報交換会を行い、こどもの発達障害の早期発見・早期支援につなげます。

また、保育所等や学校、市町村保健センター等における早期の気づき（1次スクリーニング）、児童相談所、発達障害者支援センター等における2次スクリーニングの充実を図るとともに、必要に応じた医療支援及び療育支援体制の充実を図ります。

さらに、発達障害の疑いがあるこどもについては、こどもの発育発達や健康に関して、保護者や保育施設などに勤める保育者等の相談及び支援に努めるなど、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

### ③支援を要する妊産婦への対応

すべての妊婦を対象とする健康管理手帳を作成し、市町村を通じて配布することで、産後うつや乳幼児についての理解促進と正しい対応方法の周知を図ります。

また、支援を要する妊産婦への幅広い相談体制を構築するとともに、専門的な観点から助言等の支援ができるよう、専門職への研修を充実させます。

産後うつの予防や新生児への虐待を予防する観点から、妊産婦健康診査、乳児健康診査及び産後ケア事業等を推進し、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦など支援を要する妊産婦等の把握と産前・産後における日常の育児に関する介助等に取り組む市町村を支援します。

また、産前・産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的、かつ、包括的な支援を提供できる体制を構築するため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に向けた市町村の取組を促進します。

このほか、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進する市町村を支援するとともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めます。



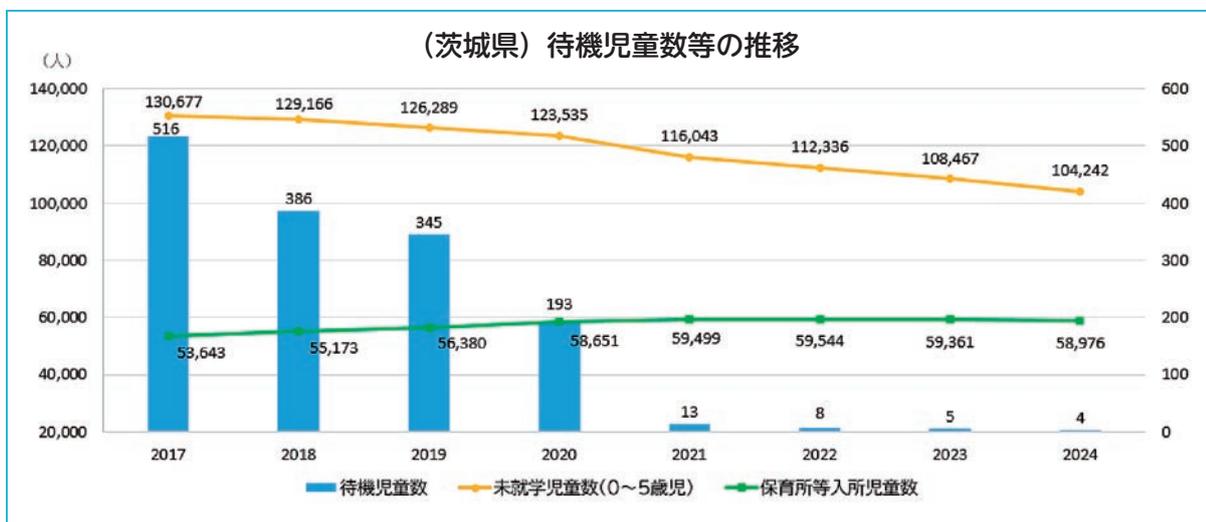
## Ⅱ 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

### 1 現状と課題

- 核家族化の進展や女性の就業率の上昇等により、保育ニーズは依然として高い水準にあるものの、この5年間で約5,000人分の施設整備を進めた結果、本県における2024年の待機児童数は4人となり過去最少となりました。

一方、待機児童ゼロに向けては、地域の実情に応じて引き続き施設整備が必要な地域が見られるほか、近年の待機児童の多くを占める医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童の受け入れを促進していく必要があります。

加えて、現在の保育所等では、就業形態の変化に伴い多様化している保育ニーズへの対応や、保育所等に通っていない未就園児への支援、安心・安全な保育環境の整備など、様々な対応が求められています。



出典：茨城県「常住人口調査」、こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」

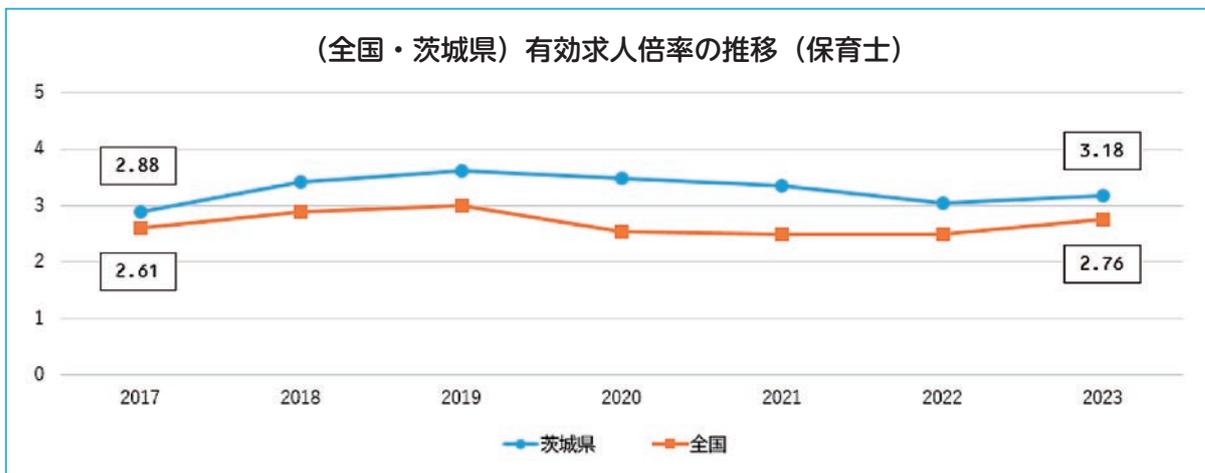
- 幼児期の教育・保育と小学校教育では、他の学校段階間の接続に比べて様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易ではありません。そのため、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもに質の高い学びが保障されるよう、学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続が求められています。

現在は、保幼小間での交流行事などの取組が進んできているものの、形式的な連携にとどまっていることが多く、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの充実・改善が必要となっています。

- 待機児童を解消しつつ、多様化する保育ニーズに対応し、質の高い教育・保育を提供し続けるためには、幼児教育・保育人材の安定的な確保が必要です。

しかしながら、本県の保育士等の有効求人倍率は、全国平均と比べて高い水準で推移しており、さらには、保育士の配置基準の改正やこども誰でも通園制度の創設に伴って、人材確保は一層厳しさを増すことが懸念されています。

このため、幼児教育・保育人材を確保できるよう、参入促進、資質向上、処遇改善・勤務環境の改善を柱とした総合的な対策を実施していく必要があります。



出典：厚生労働省「職種別主要指標（職業安定業務統計）」

## 2 主な取組

### (1) 保育所等の整備と地域型保育事業の促進

既存施設を有効活用するほか、地域の実情に応じた保育所等の整備を進めるとともに、地域型保育事業である小規模保育事業や家庭的保育事業などを促進し、保育の受け皿拡大を図ります。

### (2) 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

延長保育、一時預かり、病児保育等の保育サービスの充実を図るとともに、医療的ケア児等の特別な支援が必要な児童の受け入れ環境づくりに取り組むほか、保育所等に通っていない未就園児への支援の強化を図ります。

また、幼児期の学校教育と保育、子育て支援を一体的に提供できる認定こども園について更なる普及を促進します。

### (3) 幼児教育・保育施設等における安心・安全な環境整備

安全対策に資するICT機器の導入支援、研修会の開催、施設への指導監査等を実施し、子どもをめぐる事故や不適切な対応事案等の未然防止に取り組むとともに、万一事故等が発生した場合の対策の徹底を図り、安心して子どもを預けられる環境づくりを促進します。

### (4) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児教育・保育と小学校教育の接続の中心となる担当者の人材育成に向けた研修を実施するとともに、市町村主催の研修会への講師派遣や、架け橋期のカリキュラム改善に向けた資料の提供により、市町村の取組を支援し、遊びを通じた質の高い幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進します。

## (5) 幼児教育・保育人材確保の促進

参入促進、資質向上、処遇改善・勤務環境の改善を柱とした総合的な対策を実施し、幼児教育・保育人材確保を促進します。

### ①参入促進

保育士養成施設に在籍する学生への就職支援や潜在保育士への復職支援、若者に向けた保育の魅力発信など、幼稚園・保育所等における人材確保の取組を支援します。

### ②資質向上

初任者や経験年数等に応じた研修を体系的に実施するとともに、複雑化する保育ニーズ等への対応や保育の専門性を高めるための研修を実施し、幼児教育・保育人材の資質向上を図ります。

### ③処遇改善・勤務環境の改善

サポート業務を担う業務支援員の配置やICT化を促進することにより、幼稚園教諭・保育士等の負担軽減を図ります。また、管理者向けの研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促すとともに、幼稚園・保育所等における処遇改善等を促進し、離職防止を図ります。



## I 質の高い公教育

### 1 現状と課題

- 人口減少や超高齢化、デジタル技術の劇的な進歩など、世界は前例主義が通用しない、予測困難な「非連続の時代」を迎えています。こうした時代の変化に的確に対応し、これからの茨城をさらに切り拓いていくためには、これまでの常識にとらわれず、新たな発想で果敢に挑戦していく人財が求められています。
- 変化の激しい時代を生きていくためには、将来の夢や目標をしっかりともちながら、確かな知識及び技能を習得し、これらを適切に活用する思考力、判断力、表現力等を身に付けていくことが必要です。
- 情報化社会が急速に進展する中、児童生徒の情報活用能力の育成や、教育の情報化に対応するため、必要な環境整備や教員の指導力向上などが求められています。
- こども一人ひとりの状況に応じた教育を一層推進するとともに、時代の変化に対応した教育体制を充実させることが求められています。
- 個別最適な学びを実現するため、教員の負担を軽減し、十分に児童生徒と向き合う時間を確保することが求められています。
- 家庭、学校、地域が連携し、それぞれの役割と責任を果たしながら共に育てる仕組みが求められています。地域住民や保護者の代表が、委員として学校運営に加わるコミュニティ・スクールの取組もその一例です。
- 成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、高校生でも自分の意思で契約を締結することやクレジットカードを作ること等が可能となりました。自由な意思決定ができる一方、自分で責任を負う必要性も生じるため、若者の消費トラブルが懸念されます。
- 学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、本当に必要なものか、不要に行動が制限されていないかを検証するなど、その内容や必要性について絶えず見直しを図る必要があります。  
また、こどもが主体的に見直しに参画することは、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義があります。
- 体罰はいかなる場合においても決して許されないことや、生徒指導提要に示されている不

適切な指導と考えられ得る例などを踏まえ、生徒指導に当たって留意すべき事項などを各種研修の場において周知する必要があります。

- 学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげる心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を促進し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する必要があります。

## 2 主な取組

### (1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育

#### ①主体的・対話的で深い学びの推進

こどもたちが生涯にわたって能動的に学び続けられるようにするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、ICTや外部人材を効果的に活用した授業改善等を推進します。

#### ②新たな価値を創造し社会の創り手となる人財の育成

新たな価値を創造し社会の創り手となる人財を育成するため、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間や各教科における探究的な学習活動等の充実を図るとともに、STEAM教育<sup>\*13</sup>をはじめとした教科等横断的な学習を推進します。

#### ③基礎学力の向上

基礎学力の定着・向上や生徒指導におけるきめ細かな対応のため、小中学校等における少人数教育を推進します。

#### ④教員のICT活用指導力向上の推進

児童生徒のプログラミング的思考を育成するため、興味・関心を高める取組や実践的指導を推進するとともに、研修の充実により、教員のICT活用指導力の向上を推進します。

#### ⑤教員の働き方改革

教員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に取り組めるよう、教員の働き方改革を推進するとともに、教員からの相談に対応する相談事業により心のケアに努めます。

#### ⑥インクルーシブ教育システム<sup>\*14</sup>の推進

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を確保し、一人一人のこどもの障害の状態や発達段階に応じた指導や支援を一層推進します。

※ 13 Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育。STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲(Liberal Arts)で定義し、推進することが重要である。

※ 14 インクルーシブ教育システム(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

### ⑦地域の実情を踏まえた教育環境の整備

市町村による地域の実情を踏まえた教育環境の整備を支援するため、小中学校等における統合の実例等について情報提供するほか、コミュニティ・スクールの設置と地域学校協働活動との一体的推進の支援に取り組みます。

### ⑧子ども・若者の薬物乱用防止

薬物乱用防止教室や学校が開催する研修会等へ講師を派遣し、児童生徒への啓発に努めるとともに、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）対策として、若年者向けのチラシを作成し、相談窓口の周知やオーバードーズの危険性の啓発に努めます。

### ⑨消費者教育、金融経済教育の推進

消費者として適正な判断や対応を行うことができる「消費者力」を養い、自立した消費者として適切に行動できるよう消費生活に関する学習の機会を提供し、消費者教育を推進します。

また、茨城県金融広報委員会と連携し、金融に関する学習機会の提供に努めます。

### ⑩福祉教育の充実

思いやりや助け合いの心を培うため、関係機関との連携を密にし、福祉教育の充実に努めるとともに、地域の高齢者や障害のある人との交流等を推進します。

## (2) 次世代を担う人財の育成 **重点**

### ①高度情報社会を担う人財の育成

高度情報社会を担う人財を育成するため、全国トップレベルのプログラミング能力を持つ中高生を育成し、多くの高校生がプログラミングに興味をもてる学習機会を提供します。

### ②科学技術を担う人財の育成

科学技術を担う人財を育成するため、小中学校における探究的な活動を重視した理科教育や、高等学校における「スーパーサイエンスハイスクール」指定校の活動を推進します。

### ③グローバル人財の育成【再掲】

グローバル人財に必要な思考力やリーダーシップなどを育成するため、学習意欲の高い中高生にトップレベルの英語講座や世界で活躍する人財との交流プログラム等を提供します。

### ④国際感覚の育成【再掲】

異文化を理解し、広い視野をもった人財を育成するため、学校の授業等に県内在住の外国人講師等を派遣し、諸外国の文化等を紹介してもらうなどの国際教育を推進します。

### ⑤発達段階に応じたキャリア教育

科学技術イノベーション分野における次世代のグローバルリーダーの育成や女性の参画拡大のため、生徒等にデジタル技術をはじめとする理工系分野への進学を促す機会を提供します。

また、小学校・中学校・高等学校の教育活動全体を通じて、主体的、創造的に生きていくための資質や能力を身に付けることができるよう、特別活動や各教科の授業などにおいて自分らしい生き方の実現につながる内容を取り上げたり、職場体験活動や家計、労働関連法令についての学習などにより職業観や社会の仕組みを学んだりするなど、発達の段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。

### ⑥帰国・外国人児童生徒への支援【再掲】

帰国・外国人児童生徒が学校生活等に適応できるよう、日本語指導など、学習内容の理解や各活動が円滑に進められる支援体制や文化的配慮の充実に取り組みます。

また、日本語の理解が困難な外国人保護者に対する支援や教職員の研修体制の充実に取り組みます。

## (3) 学校生活

### ①校則の見直し

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものです。校則の見直しを行う場合には、その過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことを、学校等に対して理解促進を図ります。

### ②体罰や不適切な指導の禁止

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、学校等に対する周知・徹底を図ります。

### ③高校中退の予防

生徒が安心して学校で過ごすことができるよう、学習に関する支援に加え、スクールソーシャルワーカーの派遣等により、学校における相談・連携体制などを整備します。また、放課後等の学習支援を実施することで、学校における総合的な支援体制を充実させます。

また、こどもたちの状況を把握して必要な支援につなげ、教育機会を確保するために、学習相談及び進路相談等による支援の充実を図ります。

## II 困難な問題を抱えるこどもへの支援

### 1 現状と課題

- 不登校児童生徒や児童虐待、いじめや貧困など、困難を有するこどもが増加しています。こどもたちは、こどもの権利条約により大人と同様、ひとりの人間としての人権（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が認められています。

こどもの権利を尊重し、こどもたちが助けを求められる機会や場所が提供されるよう喫緊の対応が求められています。

- こどもの不登校、自殺などが増加傾向にあり、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっています。

また、いじめの認知件数といじめ重大事態の件数も増加しており、いじめの未然防止、早期発見・早期対応による重大化の防止が求められます。

- 困難を抱える子どもや若者を支援するにあたっては、本人だけでなく、家族などの周囲の人に対してアプローチし、支援する必要がある、家族等に対する支援を拡充する必要があります。

## 2 主な取組

### (1) いじめ対策・不登校やひきこもりへの支援

#### ①いじめ対策

いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、社会総がかりでいじめ問題に取り組むとともに、未然防止、早期発見及び早期対応のため、スクールカウンセラー等の相談体制の充実を図ります。

なお、いじめを認知した場合、速やかに被害児童生徒の安全を確保し学校生活を支援することはもとより、加害児童生徒に対しいじめを繰り返さないよう指導するとともに、その保護者に対する助言を継続的に行います。

また、全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような未然防止教育を推進するため、教科指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに取り組みます。

#### ②不登校、ひきこもり等の子どもへの自立支援

児童生徒の不登校や、ひきこもり等に対する未然防止と適切な対応・支援を行うため、関係機関等との連携強化や、当事者の家族を含めた総合的・継続的な相談体制の充実に取り組みます。

また、校内フリースクール（校内教育支援センター）の設置を促進するなど、不登校のこどもの居場所づくりや教育を受ける機会の確保に取り組みます。

#### ③子ども・若者の相談体制の充実【再掲】

「子どもホットライン（24時間子ども専用電話相談）」や「いじめ・体罰解消サポートセンター」に加え、SNSで相談できる「いばらき子どもSNS相談」など、相談時間や内容に応じた様々な相談体制が整備されるとともに、子ども・若者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながるよう取り組みます。

併せて、悩みを抱える子どもに対し、学習用1人1台端末を活用した校内オンライン相談窓口の整備や、SOSの出し方に関する教育を推進するなど、相談しやすい環境づくりの取組を推進します。（相談窓口は巻末掲載）

### (2) 子ども・若者の自殺対策

生きることを包括的に支援する自殺対策を推進するため、「茨城県自殺対策計画」に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係団体が連携を図り、悩みを抱える子ども・若者への支援の充実に取り組みます。

また、ホームページや広報紙・リーフレット等の様々な手段により、自殺予防やその対策について普及啓発を図るとともに、各種問題に応じた相談窓口の周知に努めます。

## I 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援

### 1 現状と課題

- 近年、若者人口が減少傾向にあり、地域における人間関係の希薄化や時間的、経済的余裕の不足などから、若者の地域活動への関わりが以前より減少しています。
- 地域活動に参加する子ども・若者の割合は、年齢が上がるに従い低下しており、その原因として、自身が多忙であることや、活動についての情報不足があげられています。
- 文部科学省の2021年度の私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）では、私立大学（学部）における授業料については、対前年度比0.3%増の930,943円となっており、入学料は、対前年度比0.4%減の245,951円となっています。また、初年度学生納付金（授業料、入学料、施設設備費の合計）については、対前年度比0.1%増の1,357,080円となっており、実験実習料等を含めた初年度に納める総計は、対前年度比0.2%増の1,482,964円となっています。

(全国) 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額 (定員1人当たり) (単位:円)

	授業料	入学料	施設設備費	合計
私立大学	930,943 (0.3)	245,951 (△0.4)	180,186 (△0.7)	1,357,080 (0.1)
私立短期大学	723,368 (1.2)	237,615 (△0.6)	166,603 (△2.1)	1,127,586 (0.3)
私立高等専門学校	627,065 (0.0)	246,753 (0.0)	105,195 (0.0)	979,013 (0.0)

出典：文部科学省「私立大学等の令和3年度入学者に係る学生納付金等調査」※( )は対前年度増減

### 2 主な取組

#### (1) 若者の地域活動への支援

若者が地域課題の解決等に取り組むうえで必要な能力を習得する機会と場を提供するため、若者が主体的に取り組む地域活動やネットワークづくりを支援するほか、公民館など、それら活動場所の提供にも取り組みます。

また、地域社会に貢献できる若者を育成するため、ボランティアを養成するとともに、自主的・自発的な学びを促進し、地域社会に還元する取組を推進します。

#### (2) 高等教育への支援

就学支援を必要とする学生等が利用することができるよう、国が実施する就学支援の周知を行い、教育機会の確保に努めます。

また、若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。

特に、国が実施する高等教育の修学支援新制度については、高校段階のみならず、将来その支援対象になり得る中学生など義務教育段階からの周知が重要であり、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、周知を図ります。

## Ⅱ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

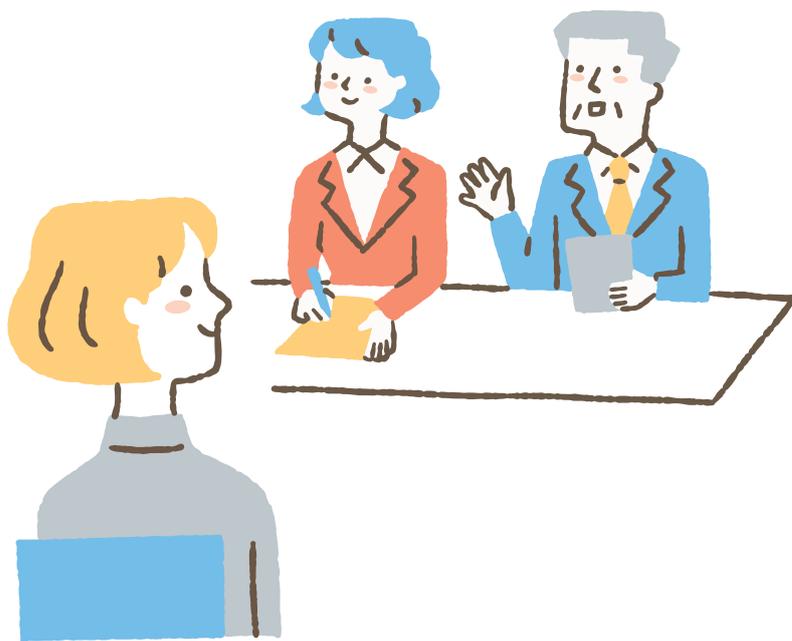
### 1 現状と課題

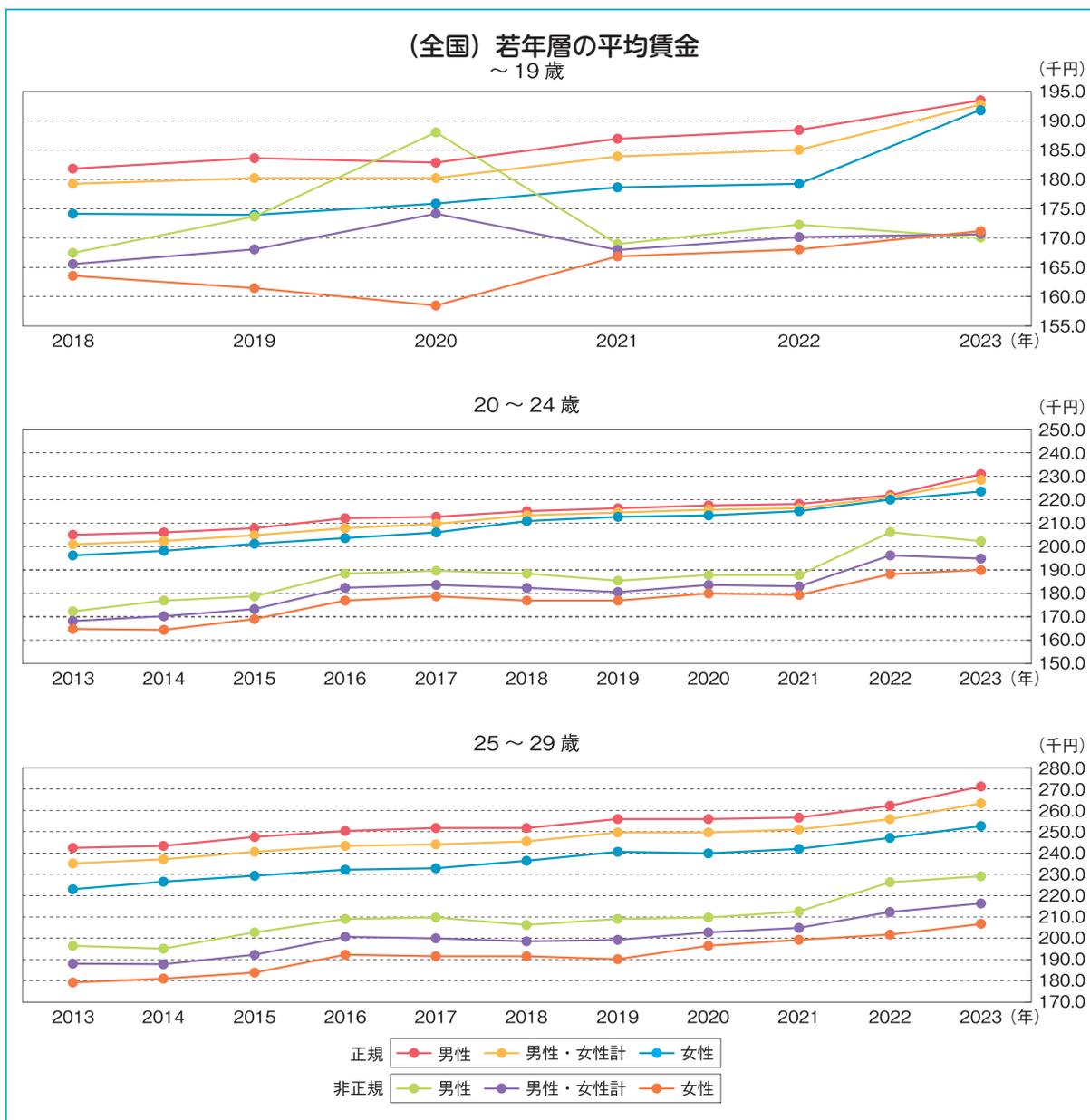
- 若い世代の非正規雇用割合は、1990年から2000年にかけて上昇した後、近年は低下または横ばい傾向にあります。

また、若年層の月当たりの平均賃金を見ると、19歳以下の場合、正社員・正職員以外の賃金は、正社員・正職員と比べて約2.2万円低くなっており、25歳～29歳の場合、約4.7万円低くなっています。さらに、19歳以下の正社員・正職員以外を除き、正社員・正職員、正社員・正職員以外いずれでも、男性に比べて女性の賃金が低い傾向にあります。

- 就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

また、離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援も必要です。





## 2 主な取組

### (1) 就労支援

女性や若年者を含む求職者が、自身が望む職に就けるよう、いばらき就職支援センターにおいて、就職相談、職業適性診断、カウンセリング、職業紹介までの一貫した支援を行います。また、仕事のミスマッチ等による早期離職を防止するため、求職者に対しキャリアカウンセリング等の支援を行います。

### (2) 所得向上のための取組

企業の経営戦略や、個人のキャリアデザインのもと、成長産業・分野で求められるスキルを習得し、企業内の成長部門での活躍や、企業をまたいだ労働移動の実現を図ることで、生産性の向上や賃金の上昇に繋がられるよう、リスキリングの取組を推進します。

### Ⅲ 結婚を希望する方への支援 重点

#### 1 現状と課題

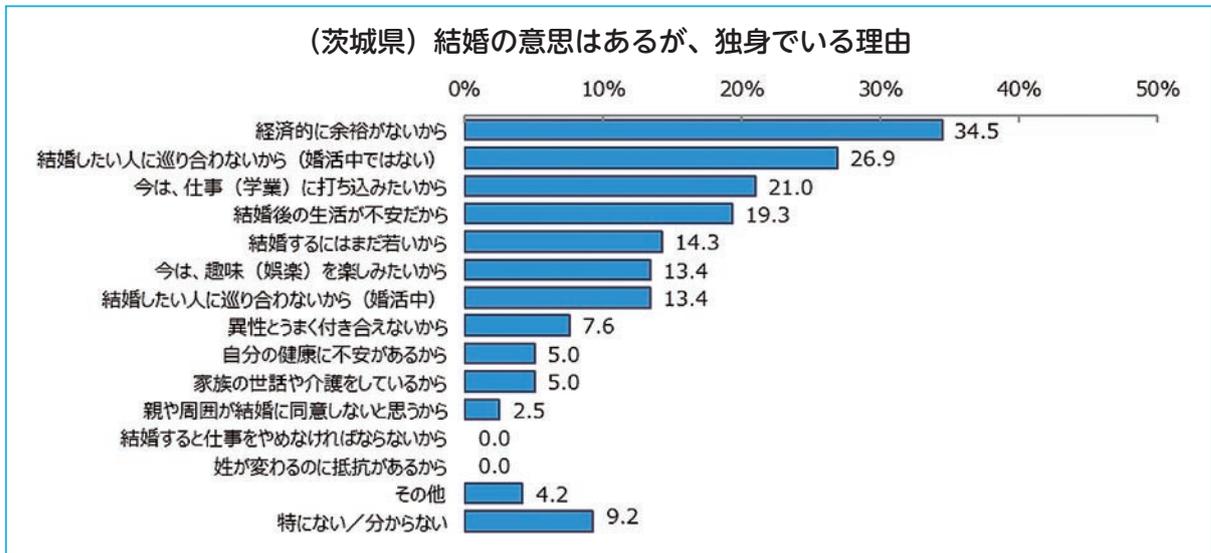
- 全国・本県ともに、平均初婚年齢や50歳時の未婚割合は、男女ともに上昇しており、婚姻件数も減少傾向となるなど、少子化の主な要因である未婚化・晩婚化が進行しています。
- 2024年のネットリサーチ調査において、結婚の意思がある方に、「現在、独身でいる理由」を尋ねたところ、「経済的に余裕がないから」「結婚したい人に巡り合わないから」を多くの回答者が選択しています。

(茨城県) 平均初婚年齢・50歳時の未婚割合・婚姻件数

年次		2005	2010	2015	2020	2023	全国／2023 ※は2020
平均初婚年齢(歳)	男	29.7	30.4	30.8	30.8	31.3	31.1
	女	27.6	28.5	29.1	29.2	29.6	29.7
50歳時の未婚割合(%)	男	16.17	20.55	25.03	28.85	-	※ 28.25
	女	4.74	7.28	11.09	14.65	-	※ 17.81
婚姻件数(件)		15,534	15,044	13,499	10,622	9,338	474,741

出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(茨城県) 結婚の意思はあるが、独身でいる理由



出典：茨城県「ネットリサーチ調査(2024年)」

## 2 主な取組

### (1) 若い世代のライフプランの形成促進

進学や就職など自分の将来について考える時期にある高校生等を対象に、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、子育て支援団体等と連携を図りながら、「赤ちゃんふれあい体験」などライフプランの形成を促すプログラムの提供を推進します。

また、思春期のころとからだづくりを含めた、妊娠・出産に関する普及啓発を推進することにより、妊娠のしくみや高齢出産のリスク等に関する正しい知識や主体的なライフプラン作成について普及啓発を推進します。

その際、産前・産後休業や育児休業、母性健康管理指導事項連絡カードなど、妊産婦や父親が利用できる制度の周知に努めます。

### (2) 結婚を希望する男女に対する出会いの機会の提供

いばらき出会いサポートセンターにおいて、AIを活用したマッチングサービスの更なる利用拡大を図るとともに、市町村や結婚支援ボランティア等の活動を支援することで、結婚を希望する男女が出会うことのできる機会を提供します。

また、結婚支援コンシェルジュ等の取組により、県内の結婚支援体制の連携を強化し、市町村や企業・関係団体における結婚支援の取組の活性化を図ります。

### (3) 結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成

県が運営するポータルサイトで、結婚から妊娠・出産・子育てまでライフステージに応じた行政情報を総合的に発信するとともに、市町村・企業等との連携により協賛店で様々な特典サービスが受けられる「いばらき結婚応援パスポート（iPASS）」や「いばらきKids Clubカード」を発行し、結婚予定のカップルや新婚夫婦、子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成します。

また、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活をスタートさせるための費用（住宅費用や引越費用等）を補助する市町村の取組を支援します。

## IV 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### 1 現状と課題

- 若者の抱える問題は、成績や進路、学校に関する問題をはじめ、友人関係や異性関係、家族問題等、一人ひとり異なります。
- こどもや若者が成長し、自立するまでを見通した支援を行うためには、教育、医療、福祉、就労等の各分野の関係機関や団体のネットワークを強化し、支援体制を整えることが重要です。

### 2 主な取組

#### (1) 相談支援体制の充実

相談内容に応じて様々な相談体制が整備されるとともに、若者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながるよう取り組みます。

また、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

#### (2) こども・若者の自殺対策【再掲】

生きることを包括的に支援する自殺対策を推進するため、「茨城県自殺対策計画」に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係団体が連携を図り、悩みを抱えるこども・若者への支援の充実に取り組みます。

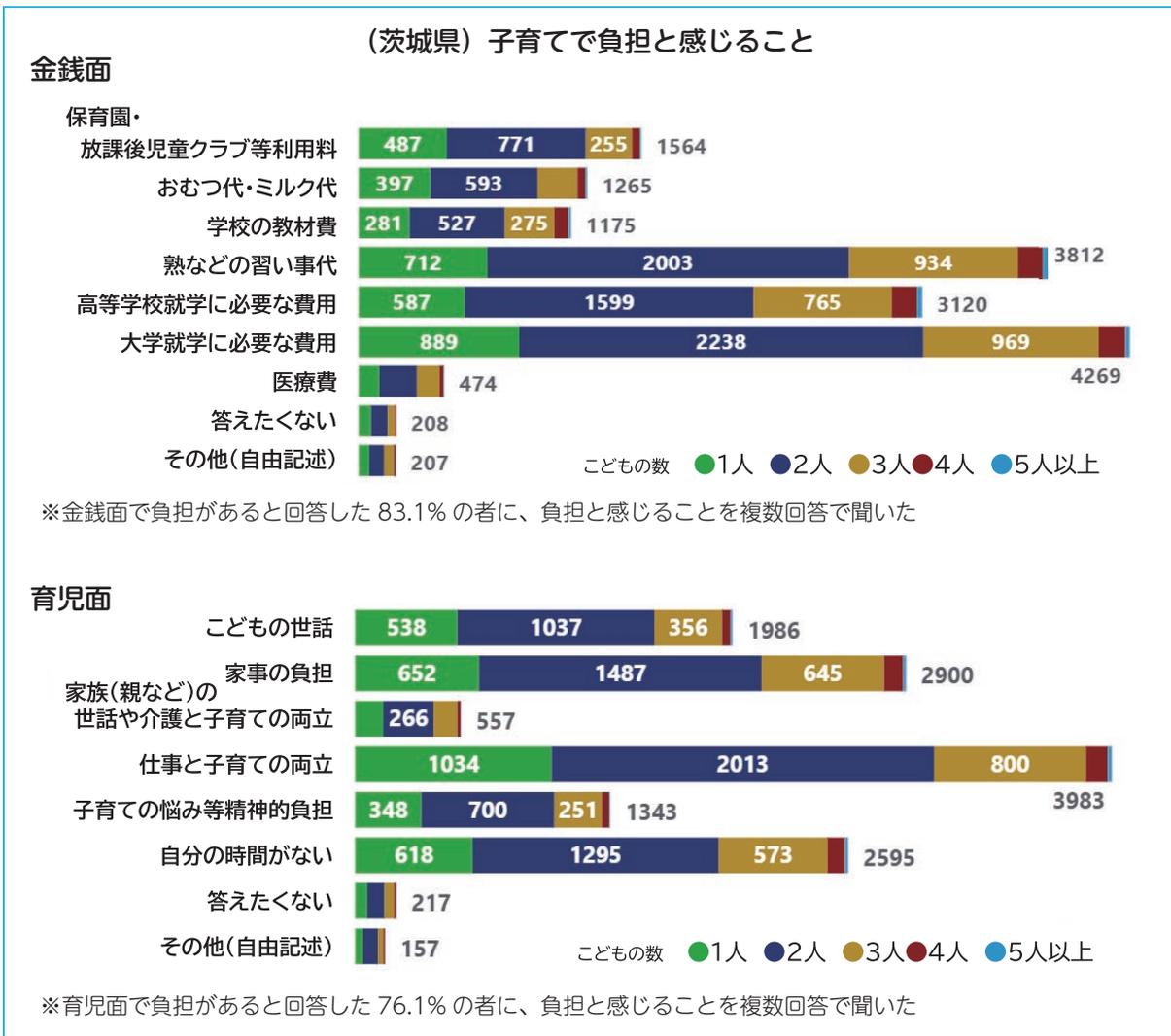
また、ホームページや広報紙・リーフレット等の様々な手段により、自殺予防やその対策について普及啓発を図るとともに、各種問題に応じた相談窓口の周知に努めます。



## I 経済的負担の軽減、地域子育て支援

### 1 現状と課題

- 未就学児、小学1年生・5年生、中学2年生、高校2年生の保護者に「子育てで負担と感  
じること」を金銭面、育児面別に尋ねたところ、金銭面では「大学就学に必要な費用」や「塾  
などの習い事代」、「高等学校就学に必要な費用」などの教育費を負担と感ずる人が多く、育  
児面では、「仕事と子育ての両立」、「家事負担」、「自分の時間がない」ことを負担と感ずる  
人が多い結果となりました。



出典：茨城県「こども計画策定のための基礎調査（2023年度）」

- 子育てに対する経済的負担感や不安・孤立感の解消を図るとともに、障害など個別の配慮が必要なこどもの早期発見、早期支援に向けて、行政や地域社会全体で子育てを支援し、子育て環境の改善を図る対策が求められています。

## 2 主な取組

### (1) 子育て家庭への経済的負担の軽減

#### ①教育費・医療費の負担軽減

児童手当や児童扶養手当の支給、幼児教育・保育の無償化、高校生等への就学支援、高等教育段階における教育費負担軽減策の充実など、子育てに対する経済的負担の軽減を図ります。

また、全てのこどもが安心して医療を受けることができるよう、小児・妊産婦医療費助成の実施や未熟児養育及び小児慢性特定疾病の医療費等の助成の推進を図ります。

#### ②多子世帯支援の充実

国の幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない3歳未満児に対し、県独自の取組として第3子以降の保育料を完全無償化するなど、子育ての経済的負担が大きい多子世帯の保育料軽減を図ります。

#### ③いばらき子育て家庭優待制度の推進

妊娠中の方や子育て家庭を対象に協賛店舗等から料金割引等のサービスを受けられる「いばらき子育て家庭優待制度」（いばらきKids Clubカード）について、協賛店舗の拡大など制度の充実に努めることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

#### ④教育機会の確保

経済的理由によって就学困難な、小中学校等の児童生徒の保護者を対象に、市町村が実施する就学援助事業について、適切な運用やきめ細やかな広報等の取組を促すことで、負担軽減を図り、教育機会の確保に努めます。

また、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済的負担軽減を図るとともに、障害のあるこどもの教育機会の確保に努めます。

勉学意欲のあるこどもの高校進学が経済的な理由によって阻害されることがないように、高校生を対象にした奨学金貸与事業を実施するとともに、大学等を卒業後、県内に就職・定住することを条件にした奨学金返還助成制度を実施し、進学が困難な者の就学支援に努めます。

### (2) 安心して子育てできる医療体制づくり

#### ①周産期医療体制の充実【再掲】

地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療提供体制を整備することにより、安心してこどもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。

また、災害や新興感染症のまん延時に備え、周産期医療を継続的に提供できる体制の整備を図ります。

#### ②小児医療体制の充実【再掲】

小児科の医療資源の集約化・重点化を推進し、全県を24時間365日体制でカバーする安心で効率的な小児救急医療提供体制の整備を進めるとともに、救急電話相談の充実や啓発パンフレットの活用等により保護者の不安解消を図ります。

また、災害や新興感染症のまん延時に備え、小児医療を継続的に提供できる体制の整備を

図ります。

### (3) 地域子育て支援・家庭教育支援

#### ①安心して子育てができる環境づくり

住宅に困窮する子育て世帯等への公営住宅の提供など、安心して子育てができる住宅・住環境の整備を推進します。

また、子育てにやさしいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりや安全・安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪被害に遭わないための防犯教室、非行防止教室などの安全教育の充実を図ります。

さらに、学校周辺や通学路等における犯罪や交通事故を防止するため、PTAや自治会、住民ボランティアによる取組と併せて、「こどもを守る110番の家」など住民、企業・団体等と連携した取組を推進し、地域におけるこどもの安全を確保します。

#### ②地域子育て支援の充実

子育て中の親が孤立することがないように、親子の交流や子育て等の相談ができる地域子育て支援拠点の整備やファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育など安心して子育てできる環境づくりを進めます。

また、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点であるこども家庭センター(子育て世代包括支援センター)等の運営について、市町村の取組を促進します。

さらに、シニア世代の子育て参加を促進するため、いばらき版祖父母手帳「いばらき孫育て応援ナビ」を活用し、地域の子育て支援に関わるきっかけづくりを進めるとともに、子育て支援団体の交流の場づくりや取組事例の周知などにより、身近なところに支援の輪が広がるよう体制づくりに努めます。

#### ③家庭教育支援

家庭教育の充実を図るため、ポータルサイト等を活用した情報発信に取り組むとともに、幼稚園・保育所や学校、地域等と連携し、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、訪問型の支援等を含めた家庭教育支援の取組を推進します。

### (4) 放課後児童等の安心・安全な居場所づくり

#### ①待機児童の解消と放課後子供教室との連携促進

働きながら安心して子育てができるよう、こども家庭庁の放課後児童対策に基づき市町村等と連携しながら放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図り、待機児童の問題を解消します。

また、全ての児童が多様な体験、活動を行うことができるよう、教育庁と連携しながら子供教室の内容を充実させ、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した事業の実施を促進します。

#### ②放課後児童クラブの質の向上

放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上研修について、オンラインを活用して複数回実施するとともに、個々のクラブが抱える課題解決のために専門家を派遣するなど、職員の資質向上を図ります。

## Ⅱ 共働き・共育ての推進

### 1 現状と課題

- 女性の出産前後の就業をめぐる状況を見ると、第1子を出産した既婚女性で就業を継続した女性の割合は増加傾向にあり、こどもの出生年が2015年から2019年の場合、53.8%となっています。

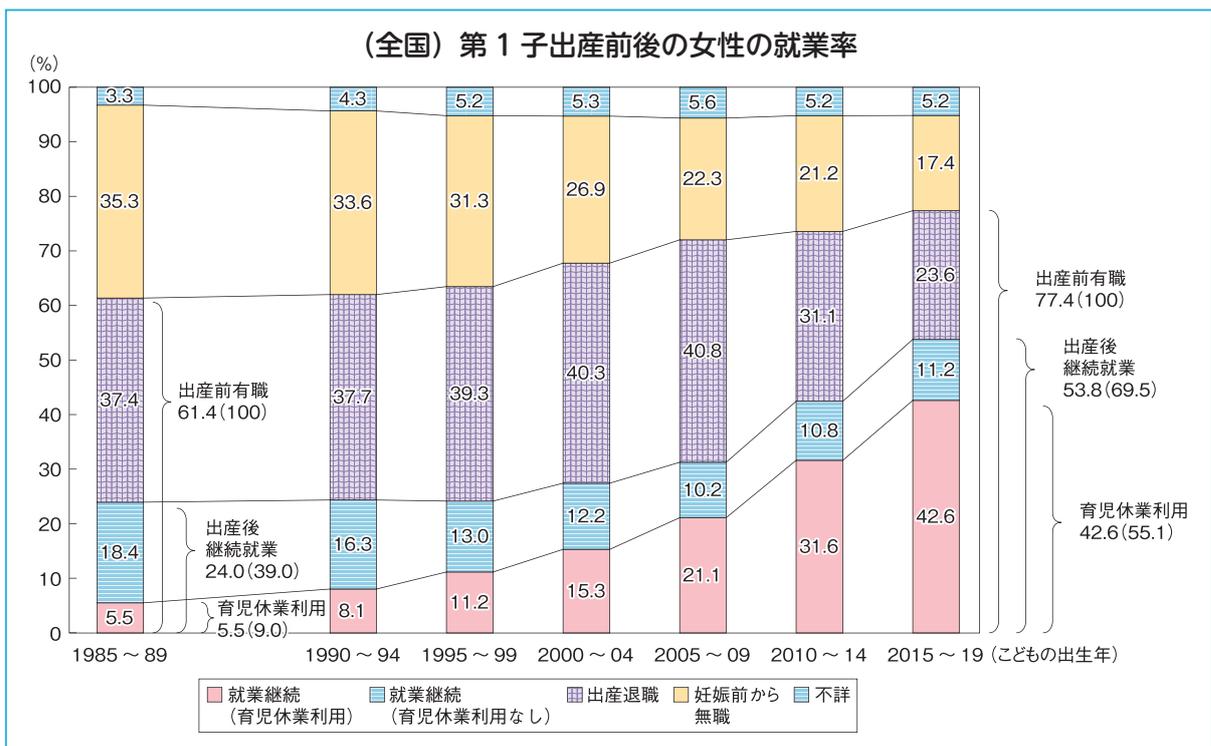
なお、妊娠前から無職は17.4%、出産退職は23.6%となっています。

一方、男性の育児休業取得率は、近年顕著に増加しており、2023年度は30.1%となっています。

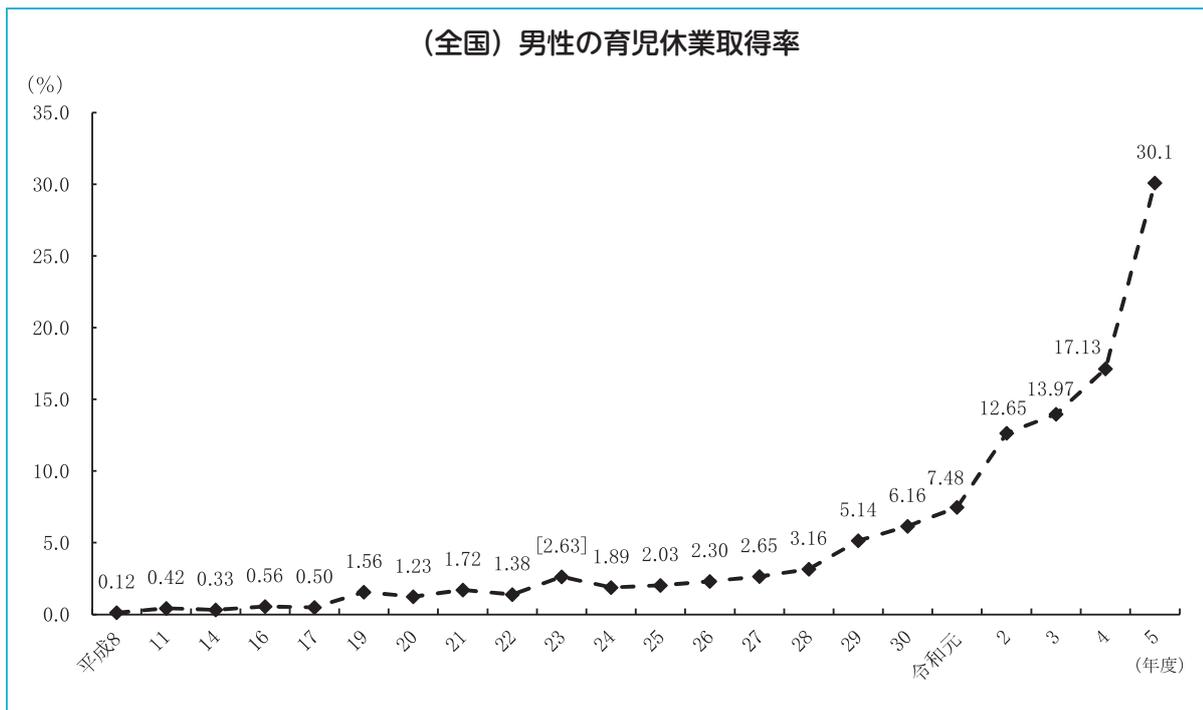
- 女性の就業が進む中で、家事・育児の負担が女性に偏っている現状や、男性の育児休業の取得等を進めている実態を踏まえ、性別による固定的役割分担意識の解消や、男性の家事・育児への参画促進が求められています。

- 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現が求められています。

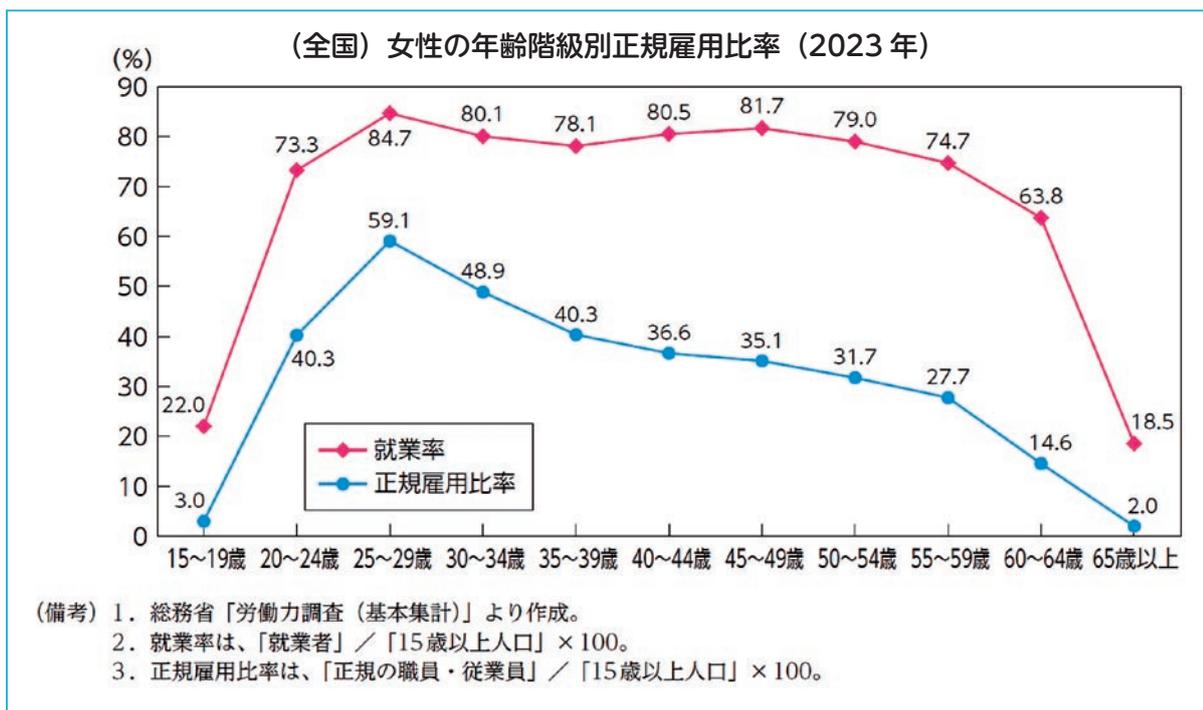
- 保育の受け皿拡大等を背景に、女性の就業率が出産・育児期に低下するM字カーブは解消されてきましたが、就業内容をみると、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続けるL字カーブという新たな課題が見えてきました。女性の働き方は依然として、フルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化しており、働き方の選択肢も不十分であるといえます。



出典：こども家庭庁「令和6年版こども白書」



出典：厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」



出典：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」

## 2 主な取組

### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現

#### ① 多様な働き方ができる労働環境づくり

企業における働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すため、経済団体や労働団体と連携し、県内優良事例の普及啓発や経営者の意識改革などに取り組みます。

また、育児や介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できるよう、多様な働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事・育児への参画を促進します。

## ②多様な働き方に対する意識の醸成

仕事と子育てを両立しながら継続したキャリアを形成できるよう、高校生に対するライフデザインセミナーや、労働関連法令についての学習機会の提供などを通じて、教育段階からキャリア形成とワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。

また、男女共同参画社会を実現するため、県民への意識啓発や企業等と連携した経営層の意識改革など、性別による固定的役割分担意識の解消に取り組みます。

さらに、経済団体や労働者団体などで構成する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」において、推進月間を設定する等、官民連携により、県民の働き方改革に対する意識醸成を図ります。

## (2) 安心して子育てできる就労環境の整備

### ①男女ともに出産・育児に取り組みやすい雇用環境づくり

育児休業等が取得しやすくなるよう、事業主、管理職等を対象にした両立支援のセミナーや情報発信等により、男女ともに出産・育児に取り組みやすい雇用環境づくりの推進を図ります。

### ②キャリア形成への支援

女性のキャリア形成を支援するため、女性ロールモデルなどの情報を収集・発信する取組を推進します。

また、女性が気軽に相談できる窓口を設置し、職場や家族、夫婦、地域等での悩みや心配事についての相談・助言を行います。

### ③起業・就職・再就職支援

女性の起業・就職・再就職、学び直し等を支援するため、円滑に資金調達できる環境の整備や、職業訓練の場の充実などを図ります。

## (3) 県庁における働き方改革の推進

### ①多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備することにより、職員のワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、健康管理を強化し、職員が前向きに、意欲を持って挑戦できる勤務環境づくりを推進します。

### ②仕事の生産性の向上

従来の仕事のやり方にとらわれず、非効率な事務や事業効果が低くなった事業の見直しに不断に取り組むなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することで、人員や財源の「選択と集中」を図ります。